

公立大学法人大阪における懲戒処分公表基準

1. 目的

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学等運営の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすとともに、役員及び教職員（以下「役職員」という。）の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 公表の対象とする懲戒処分事案

本法人の役職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇又は停職である懲戒処分
- (3) (1)及び(2)以外の懲戒処分のうち、当該事案について公表しないことが、社会的公平を著しく欠くと判断した場合

3. 公表する内容

- (1) 事案の概要、処分量定、処分年月日及び所属、役職、年齢、性別等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものを基本として公表するものとする。
- (2) 懲戒解雇並びに大阪公立大学研究公正規程第23条及び大阪公立大学工業高等専門学校研究公正規程第23条に基づき、被処分者の個人名を公表するものとする。
- (3) 前号以外の事案であっても、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人名を公表することがある。

4. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、2及び3にかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

5. 公表の時期及び方法

- (1) 公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行う。
- (2) 公表の方法は、原則として、本法人のホームページへの掲載により行うものとするが、懲戒解雇及び停職3月以上の懲戒処分事案については、報道機関へ資料配付を行う。